

# 序章 計画の策定にあたって

## 0-1. 計画策定の背景と目的

大田区は、多摩川と東京湾に接し、古くから水と緑に恵まれた自然環境のもとで、人々の暮らしが営まれてきた地域である。古代には武蔵国<sup>むさしのくに</sup>の一部として農耕文化が栄え、中世以降は東海道の宿場町や社寺を中心に発展し、近代には東京飛行場(現：東京国際空港(通称：羽田空港))の開港をはじめとする交通の要衝として、また蒲田を中心とする工業のまちとして日本の近代化を支えた。こうした歴史の積み重ねのなかで、大田区内各地には由緒ある神社仏閣や町工場、旧家等が点在し、地域に根差した伝統行事や祭礼も今なお受け継がれている。

特に、大森貝塚<sup>かめのこやま</sup>や亀甲山古墳をはじめとする考古遺跡、池上本門寺と門前町の街並み、田園調布等に見られる戦前からの住宅地景観に加え、大正から昭和初期にかけて多くの作家・芸術家が暮らした馬込文士村の面影を残す街並みや、勝海舟<sup>かつかいしゅう</sup>の別邸があったことでも知られる洗足池周辺の風致<sup>ふうち</sup>景観等、大田区内には多様で独自性のある資源が各所にみられる。しかしながら、近年の都市化の進展や住民構成の変化、伝統行事の担い手不足等の課題により、これらの貴重な歴史・文化資源が徐々に失われつつある。

こうした状況のなか、大田区では、これまでも景観計画の策定や歴史資産の調査、文化財の保存・活用、区民主体のまちづくり活動の支援等を通じて、歴史と文化の継承に努めてきた。

また、令和6年(2024)3月に策定した「大田区基本構想」においては、「文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」を基本目標の1つとして定め、めざすまちの姿として「多彩な文化や芸術、歴史や伝統が暮らしとともにあることで、心が潤い、豊かな感性が育まれています」としている。まちづくりにおけるひとつの要素となる「歴史・文化」の視点を強化することで、大田区の魅力向上を図るとともに、観光や文化振興によるまちのにぎわい創出をめざすこととしている。

これらを踏まえ、今後、さらに一体的かつ戦略的な取組を進めていくため、大田区内の地域特性を活かしながら、歴史的風致を維持・向上させ、次世代へと継承するための仕組みを構築することを目的に、「大田区歴史的風致維持向上計画」を策定する。

## 0-2. 基本理念

### 歴史・文化をめぐり 訪れたいくなる、ウォークブルなまち をめざして

大田区では、前項の背景と目的を踏まえ、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という。）に基づいて、区民の暮らしと密接に関わる歴史的風致を、自然環境と人々の営みを含めた一体的なものとして捉え、その保存・活用を図る。これにより、地域への愛着と誇りを育むとともに、地域固有の歴史や文化、自然環境に根差した魅力ある景観を、持続可能なまちづくりのなかで次世代に継承することを目指す。

また、歴史的建造物や文化資源のみならず、それらを取り巻く水辺、緑地、生態系等の自然環境を保全・再生し、生物多様性に配慮したまちづくりを進めることで、地域の環境価値を高めていく。こうした取組は、人々が歴史や自然に親しみながら、集い、憩い、学ぶことのできる空間の創出につながり、心身の健康や暮らしの満足度といった、人々の暮らしの質（ウェルビーイング）の向上にも寄与するものである。

さらに、歴史・文化・自然資源を活かしたまちづくりを通じて地域の活力向上を図り、歴史・文化をめぐり、訪れたいくなる、ウォークブルなまちづくりを推進する。あわせて、地域特性を活かしながら、歴史的風致の維持及び向上を生物多様性の保全と人々のウェルビーイングの実現と連動させ、戦略的かつ一体的に進める仕組みを構築することを本計画の基本理念とする。

## 0-3. 計画の期間

計画の期間は、令和8年度(2026)～令和17年度(2035)の10年間とする。

## 0-4. 計画策定体制

本計画は、以下に示す「大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会」及び「大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会」を設置し、計画内容に関する検討、協議を経て、令和8年3月に策定した。

また、策定にあたっては、区民等へのパブリックコメントや、大田区文化財保護審議会をはじめとする会議体への報告・意見聴取を行った。

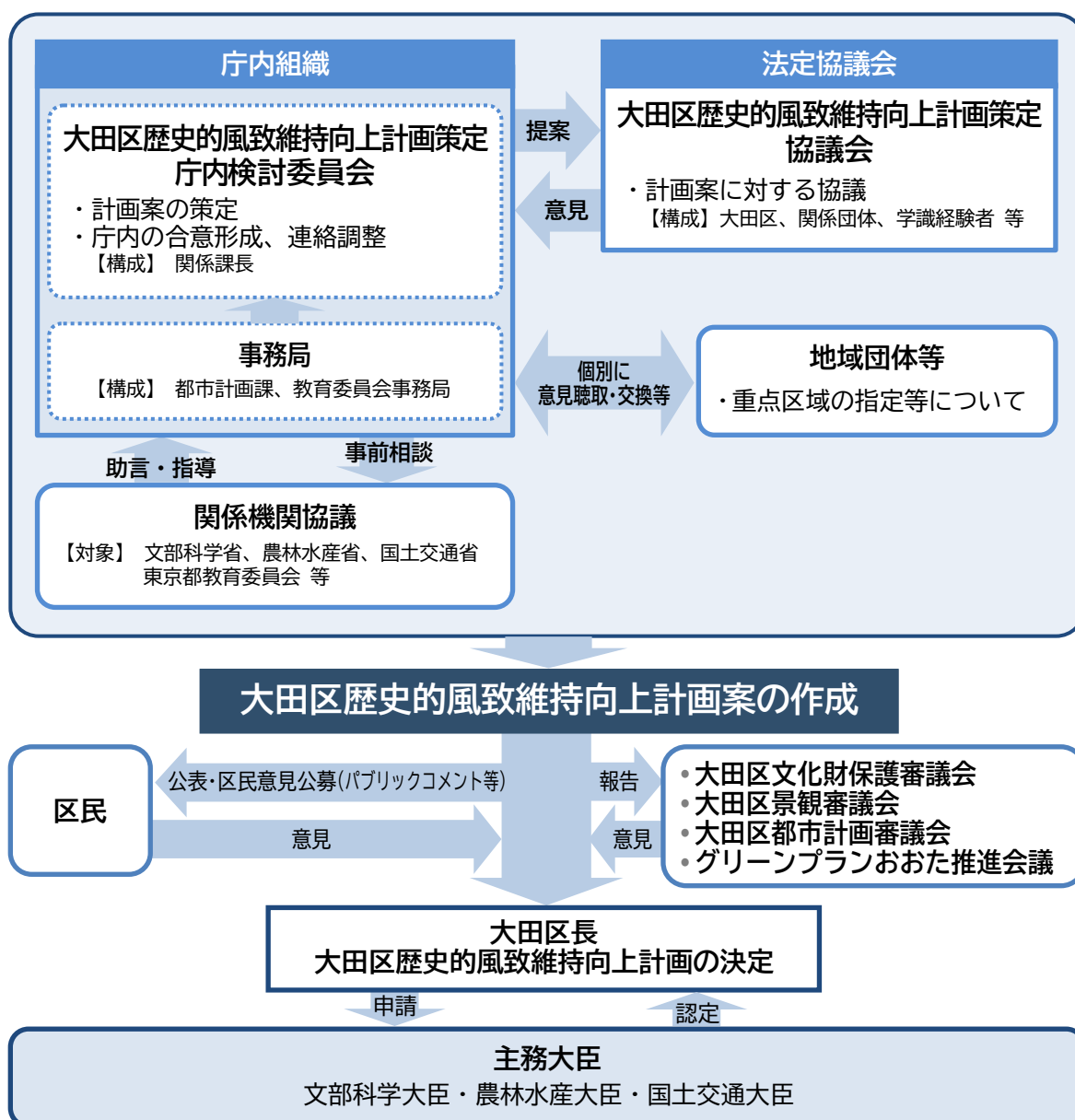


図 0-4-1 計画策定の体制

## (1)大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会

歴史まちづくり法に基づく「大田区歴史的風致維持向上計画」（以下「歴史まちづくり計画」という。）の策定に向けた協議等を行うために、歴史まちづくり法第11条第1項の規定に基づいて、令和7年(2025)1月28日に「大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会」（以下「協議会」という。）を設置した。

表 0-4-1 大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会委員構成（令和8年(2026)1月時点）

区分	氏名	所属団体等（（ ）内は本協議会委員の就任期間）	要綱※
委員長	島田 正文	一般社団法人 日本公園緑地協会副会長（R7.1～）	(1)
副委員長	大川 三雄	元日本大学教授（R7.1～）	(1)
委員	坂本 要	筑波学院大学名誉教授（R7.1～）	(1)
	山村 栄慎	池上本門寺総務部執事（R7.1～）	(3)
	安藤 昌就	池上本門寺学芸員（R7.1～）	(3)
	鈴木 英明	大田区自治会連合会会長（R7.1～R7.6） 大田区自治会連合会副会長（R7.7～）	(4)
	村石 忠司	池上地区まちづくり協議会会長（R7.1～）	(4)
	廣脇 大士	池上地区まちづくり協議会副会長（R7.1～R7.4）	(4)
	津久井 祐介	池上地区まちづくり協議会副会長（R7.5～）	(4)
	深川 幹祐	池上地区まちづくり協議会事務局長（R7.1～）	(4)
	—	スポーツ・文化・国際都市部長（R7.1～R7.4）	(5)
	—	スポーツ・文化芸術担当部長（R7.5～）	(5)
	—	産業経済部長（R7.1～）	(5)
	—	まちづくり推進部長（R7.1～）	(5)
—	教育総務部長（R7.1～）	(5)	
オブザーバー	野田 隆	国土交通省関東地方整備局建政部計画管理課長（R7.5～）	(6)
	原 眞麻子	東京都教育庁地域教育支援部管理課文化財調査担当課長代理(学芸員) (R7.5～)	(6)

※「大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会設置要綱(令和6年ま計発第11171号)」第4条に規定されている下記各号に符合。

- (1)学識経験者及び有識者
- (2)歴史的風致維持向上計画にその整備又は管理に関する事項を記載しようとする歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者
- (3)重要文化財建造物等の所有者
- (4)区民(地域団体又は大田区自治会連合会に属する者)
- (5)大田区職員
- (6)その他区長が必要と認める者

## (2)大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会

歴史まちづくり計画案の策定を目的に、令和7年(2025)1月22日に「大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会」を設置した。

表 0-4-2 大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会委員構成（令和8年(2026)1月時点）

区分	所属・役職（（ ）内は本庁内検討委員の就任期間）
委員	企画調整担当課長（R7.1～R7.3） 企画課長（R7.4～）
	施設整備課長（R7.4～）
	文化振興課長（R7.1～R7.3） 文化芸術推進課長（R7.4～）
	産業振興課長（R7.1～）
	鉄道・都市づくり課長（R7.1～）
	都市基盤管理課長（R7.1～）
	大田図書館長（R7.1～）
事務局	都市計画課
	大田図書館文化財担当

## 0-5. 計画策定の経緯

本計画の策定経緯は、以下のとおりである。

表 0-5-1 計画策定の経緯

年月日	会議等
令和7年 1月 22日	第1回大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会
令和7年 1月 28日	第1回大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会
令和7年 5月 9日	第2回大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会
令和7年 5月 21日	第2回大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会
令和7年 7月 10日	第3回大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会
令和7年 10月 22日	第4回大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会
令和7年 11月 5日	第3回大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会
令和7年 12月 5日 ~令和8年 1月 5日	区民意見公募手続き（パブリックコメント）
令和8年 1月 16日	第21回大田区景観審議会への意見聴取
令和8年 1月 26日	第2回大田区文化財保護審議会への意見聴取
令和8年 1月 27日	第189回大田区都市計画審議会への意見聴取
令和8年 1月 28日	第5回大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会
令和8年 2月 5日	第45回グリーンプランおた推進会議への意見聴取
令和8年 2月 18日	第4回大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会
令和8年 3月 31日	大田区歴史的風致維持向上計画 策定
令和8年 4月 17日	主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)への認定申請
令和8年 5月 22日	主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)による計画認定